

# 大阪市立菅北小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学ぶ子、助け合う子、健康で明るくたくましく生きる子」育成のために、「菅北小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校づくりを進めるために、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な取り組みにより児童の意識改革を図るとともに、教職員の研修を計画的に実施し、指導力の向上を図る。
- ② いじめの未然防止・早期発見のため、教職員は日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化やSOS信号を見逃さないようにする。
- ③ 保護者や地域との連携を積極的に進めるとともに、「保・幼・小」、「小・中」、「小・中」の連携を一層深めていく。
- ④ いじめに関する問題は関係教職員だけで対応せず、いじめ対策委員会で直ちに情報共有し、その後は、当該委員会が中心となって速やかに対応を行う。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

未然防止の基盤となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼しあえる関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律を重んじた態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

(1) 授業改善について

- ① 授業研究会を通した授業改善や教科担任制授業などの個に応じた指導等で、わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫していく。
- ② 菅北スタンダード(学習編)を充実し、学習規律等を教職員が共通理解し、周知、徹底することを通して、児童に学習の基礎・基本を定着させる。
- ③ すべての教科について確かな学力を育成し、学校生活を充実させる。そのため、各学年段階で確実に身に付けさせたい学習態度や学習習慣については、学校全体で徹底する。
- ④ 「学習参観」、「運動会」、「学習発表会」や「作品展」などを積極的に活用し、授業や児童の実態を保護者や地域住民に広く周知する。

(2) 自己有用感を高めるために(児童会活動やキャリア教育の計画等から)

- ① 児童会活動や各委員会活動、たてわり班活動などで、児童一人一人が主体性をもって活躍することのできる取り組みを工夫し、「自尊感情」と「自己肯定感」の高揚を図りながら、共に楽しみ、喜びあえる活動を展開する。
- ② 地域の人との交流や社会見学などの「体験的な学習」をさらに充実、深化し、児童自らが気づき、経験する機会を計画的に展開していくことで、地域とのつながりや自分の生き方を考える機会とする。
- ③ 学校生活の規律を守る集団を育成するとともに、一人一人の考え方や表現の違いを認め、自分らしさが發揮できる学校の雰囲気づくりに取り組み、よりよい考え方や表現の仕方ができる個性の伸長を図る。
- ④ 道徳において、道徳的価値の自覚を深めるとともに、人間は誰でもよりよく生きたいという願いをもっていることや、生命や身体はかけがえのないものであることを理解させる。
- ⑤ 体験活動との連携を図った道徳の時間のあり方を工夫し、体験後の達成感や充実感を味わわせる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育、人権教育の系統的・継続的な全体計画を作成し、児童の実態にも配慮しながら全体計画に則して年間指導計画を充実させ、実践する。
- ② 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ③ いじめている児童はもとより、周りで見ていたり、はやし立てたりする児童についても毅然とした態度で指導を行う。「傍観者」が相手の心の傷をより深いものにすることがあることを伝え、人を思いやる態度を育てる。
- ④ 社会全体に携帯電話やスマートフォン、パソコンの利用が進む中で、「情報モラル・リテラシー」の指導を進めるとともに、保護者に対しても啓発を進める。
- ⑤ 「いじめを考える日」を5月に設定し、校長講話をうけて、全学級でいじめの指導を行う。

#### 4. いじめの早期発見についての取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学期に1回いじめに関する児童アンケートを実施する。また、日常の児童の様子などからいじめの実態把握に努める。必要に応じて個別に聞き取り等を行って情報を集めるとともに、教職員全体で共有できるようにする。
- ② 毎月の職員会議に合わせて、児童理解研修会を実施し、課題のある児童について、接し方や守り方など全教職員で共通理解を図る。
- ③ 保護者や地域と連携し、児童の変化を相互に迅速に伝えられる信頼関係を構築する。家庭訪問や個人懇談会、連絡帳のやり取りなどにより情報を集めるとともに、教職員全体で共有できるようにする。
- ④ 情報は、5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）を収集の基本とし、毎月開催している虐待・いじめ・不登校対策委員会や児童理解研修会で意見交換をする。緊急の場合は、臨時職員朝会などを利用して周知する。
- ⑤ 教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）、こども相談センター、区役所子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図り、保護者に対し、「いじめ相談窓口」の周知を行う。
- ⑥ スクリーニング会議も活用し、「いじめ」の解決にあたる。

#### 5. いじめの早期解決についての取組

##### <基本姿勢>

発見・通知を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

##### ① いじめの発見・通報をうけたとき

いじめと思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、当事者ならびに周囲の児童から個別に聞き取りを行い、迅速に情報を収集する。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

いじめの事実が認められた場合、指導方針、役割を明確にし、児童・保護者への対応を組織的に行う。さらに、教育委員会をはじめ関係諸機関への報告を行い、連携して対応を進める。

##### ② ネット上のいじめについて

ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の

専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

### ③ 児童・保護者への対応

いじめられた児童に対しては、安全確保を最優先し、全教職員が情報を共有しながら見守りの体制を整える。「あなたが悪いのではない」とはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。保護者に対してはその日のうちに迅速に連絡をとり、事実関係を伝える。また、全教職員の協力のもと見守りを行うなど、いじめられた児童を徹底して守り通すことを伝え、不安を和らげられるようにする。

いじめた児童に対しては、「いじめは相手の心を傷つけ、命を奪うこともある、絶対に許されない行為」であることを理解させ、自らの行為の重大さを自覚させる。

ただし、いじめた児童がかかえる問題など、いじめに向かった背景にも目を向け、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。また、保護者に対して迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解と納得を得る。

さらに、それぞれの保護者に互いの児童の気もちと今後の指導方針、相談体制等を伝え、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

### ④ いじめが起きた集団への働きかけ

個人情報やプライバシーには十分配慮したうえで、他人事ではなく、自分の問題としてとらえられるように指導する。全校集会や学級会などで話し合うなどし、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

- ① 組織名「虐待・いじめ・不登校対策委員会」
- ② 構成メンバー

いじめ防止対策部：校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主担

いじめ問題対策部：上記メンバーに加えて、養護教諭、特別支援コーディネーター、  
外国人教育主任、学年主任

※ 事案に応じて学級担任や関係者も加わる。

### ③ 役割と開催時期

#### 【いじめ防止対策部・月1回の定例開催】

「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正（P D C Aサイクルの活用）を行う。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての方針に沿った学校運営を担うことを中心とした、予防と早期発見の組織体制を構築する。また、いじめ問題の判断を行い、いじめ事案発生時に「いじめ問題対策部会」を招集する機能をもつ。

#### 【いじめ問題対策部・事案発生時に開催】

早期対応が必要ないじめ問題について、緊急に会議を開催し、情報の共有と事実確認、保護指導および支援などの方針を決定し、解決に向けての取組みを進める。

また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

### ④ 年間計画

#### ○ 調査等

- ・ 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ・ 学校生活アンケート調査 年2回（10月・2月）
- ・ 学級担任による聞き取り調査 隨時

#### ○ 研修会等

- ・ 児童理解研修会 8月を除いて毎月実施
- ・ 市人教研究大会 5月
- ・ 北区人権教育講演会 6月
- ・ 北区人権教育実践交流会 11月
- ・ スクリーニング会議Ⅰ・Ⅱ （5月・10月・2月・随時）

### （2）保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校協議会において「いじめ防止基本方針」を提案し、協議採決後、協力を仰ぐ。
- ② 学校ホームページを積極的に活用し、相談窓口の周知や学校の取り組みなどの情報発信を行う。
- ③ 必要に応じ、所轄警察署（生活安全課少年係）、こども相談センター、区役所子育て支援室、スクールソーシャルワーカー、さらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携スクールカウンセラー、地域の民生委員・児童委員、大阪市教育委員会等に支援を要請し対応にあたる。

### （3）取組内容の検証

- ① 運営に関する計画の最終評価において取り組みに対する評価を行い、今後の取り組みについて強化や修正を検討する。
- ② 日常的に児童の様子を把握したり、上記アンケートや欠席日数などで検証したりして、未然防止の取り組みや再発防止の取り組みが成果をあげているかどうか検証する。

## 7. 重大事案への対処

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が生じた旨、速やかに大阪市教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。
- ② 学校は、「いじめ対策委員会」の組織活動をもとに事実関係を明確にし、保護者や関係諸機関に情報を提供する。なお、情報提供の窓口は管理職とする。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、可能な限り調査に協力する。
- ③ 調査により明らかになった事実関係についての情報を、いじめを受けた児童・保護者に適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮する。

※ いじめ発見の際の流れ

